

様

印

許 可 取 消 書

あなたの設置している下記の危険物施設は、消防法第 違反と認めるので、同
法第12条の2第1項の規定により許可を取り消します。

記

1 許可を取り消す危険物施設

設 置 者	住 所			
	氏 名			
製造所等の区分				
許 可 年 月 日		許 可 番 号	第 号	
設 置 場 所				

2 違反事実

なお、この処分を受けたにもかかわらず、当該場所において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱ったときは、消防法第41条第1項第3号の規定により処罰されることがあります。

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。